

ちばし温暖化対策フォーラム 第3次アクションプラン

(2011 (平成23) ~ 2015 (平成27) 年度)



平成23年3月
千葉市地球温暖化対策地域協議会

はじめに

千葉市地球温暖化対策地域協議会（ちばし温暖化対策フォーラム）は、2004年（平成16年）に市民・事業者・市が連携して温暖化対策に取り組む組織として設立しました。

当時と比較すると、自治体や事業者などの各主体の取り組みもあって、一般の方々の地球温暖化に関する知識、関心も高まり、優勢の感があります。

現在、国際的には、京都議定書以降の国際的な地球温暖化対策の枠組みの制定に向けて、COP（気候変動枠組条約締結国会議）等の国際会議で交渉が進んでいるところです。

我が国においては、「地球温暖化対策に関する法律」に基づいた京都議定書目標達成計画のもと、京都議定書の目標達成に向けた取り組みを進めると共に、国際的に貢献すべく、高い温室効果ガス削減目標と、その達成に向けた主要な対策を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法」の制定をはじめとする各施策が検討されています。

千葉市においては、2004年（平成16年）3月に千葉市地球温暖化対策地域推進計画が策定され、国や県などの関係機関と施策の調整を図りながら、市民や事業者と連携した取り組みが進められています。また、平成23年度中には、地球温暖化に関する次期計画を策定し、温室効果ガス排出量の効果的な削減を目指しています。

このような中、当協議会は市民や事業者がそれぞれの役割の中で自発的に地球温暖化対策に取り組むため、第1次アクションプラン、第2次アクションプランを策定し、これらに基づき計画的に事業を推進して参りましたが、さらに取り組みを広げ、温室効果ガスの削減を実現していくために、この度、第3次アクションプランを策定しました。

私達の次の世代に恵み豊かな青い地球を残していくために、多くの市民や事業者の方々が、このアクションプランに基づいた地域協議会の取り組みによって、地球温暖化対策への関心を高め、少しずつでも自ら行動を起こし、温室効果ガス排出量を削減していただければ幸いに存じます。

平成23年3月
千葉市地球温暖化対策地域協議会
会長 榛澤芳雄

Chiba City Forum for the Prevention of Global Warming

Global warming is a serious environmental problem we are facing in the 21st century. In light of climate change considerations, a number of efforts have been made. It has drawn the international attention and they have resulted in the ratification of the “Kyoto Protocol” which aims to limit or reduce emissions of carbon dioxide and other greenhouse gases.

Pursuant to the Kyoto Protocol, Japan has made the revisions of Guideline for Measures to Prevent Global Warming and Law Concerning the Promotion of the Measures to Cope with Global Warming. Under the new revisions of these policies, Chiba City Regional Council for the Prevention of Global Warming is about to be established, in which citizens, relevant sectors, and governments are to cooperate with each other to enhance the individual and combined effectiveness of these policies.

Chiba City Regional Promotion Project for the Prevention of Global Warming was ratified by Chiba City on March 2004. In effort to implement and/or further elaborate these policies and measures, Chiba City Regional Council for the Prevention of Global Warming was established on October, 2004.

In this council, encouragement of appropriate actions is specified so that the citizens and relevant sectors shall take steps to deal with problems regarding climate changes. In order to further promote these actions, Chiba City Forum Action Plan for the Prevention of Global Warming is to be established, and the following initiatives are planned to be taken; i) Encouraging community to reduce emissions ii) Encouraging businesses to reduce emissions iii) Promoting the adoptions of alternative energy iv) PR activities.

- i) Encouraging community to reduce emissions
 - Participation in numerous events (Eco Messe in Chiba, Chiba City Exposition of Environmental Poster Session, etc.)
 - Environmental declaration, recruitment of environmental leaders, etc.
- ii) Encouraging businesses to reduce emissions
 - Coordination of educational activities through experiences of lifestyle in countries (Satoyama Taiken)
 - Promotion of “Cool Biz” and “Warm Biz”
- iii) Promoting the adoptions of alternative energy under the clean development mechanism
 - Promotion of energy-saving houses
 - A visit to energy-saving facilities, etc.
- iv) PR activities
 - Management of an official website
 - Making originally designed Eco-bags, etc.

I humbly ask for your understanding and support for the activities in accordance with Chiba City Forum for the Prevention of Global Warming.

Chiba City Regional Council for the Prevention of Global Warming Chairman
Yoshio Hanzawa

目 次

1. 第3次アクションプラン策定の背景及び目的	1
2. 千葉市における温室効果ガス排出量の現状	2
3. 第3次アクションプランの骨格	5
4. 第3次アクションプラン	8
5. 推進体制・活動成果の公表	21

1 第3次アクションプラン策定の背景及び目的

千葉市では、地域から地球温暖化対策に取り組むためのマスタープランとなる「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」が2004年（平成16年）3月に策定され、各々の役割に応じた温室効果ガスの排出抑制に向けた対策が推進されています。また、2011年（平成23年）には、現在の「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」にあたる部分を区域施策編とし、千葉市の事務事業に係る温室効果ガス排出量に関する計画である「千葉市地球温暖化防止実行計画」を統合し、温室効果ガス削減対策を総合的かつ計画的に実施するため「千葉市地球温暖化対策実行計画」を策定する予定です。

地域からの温暖化対策を実効性のあるものとするためには、市民、事業者、市が連携して千葉市の地球温暖化対策に関する計画に掲げる日常生活や事業活動における温暖化対策を進めること、特に、市民、事業者が自発的に取り組むべき内容を着実に推進することが期待されています。

このため、市民、事業者、市等で構成する「千葉市地球温暖化対策地域協議会（ちばし温暖化対策フォーラム）」（以下、「地域協議会」とする。）は、上記推進計画の目標達成に向かって、市民や事業者が自ら取り組むべき活動と、その取組みを促進するために地域協議会やその構成員が行うことをまとめた「ちばし温暖化対策フォーラムアクションプラン（2005年度（平成17年度）～2007年度（平成19年度）」および「第2次アクションプラン（2008年度（平成20年度）～2010年度（平成22年度）」を策定し、取り組んできたところです。

第3次アクションプランを策定するにあたり、第1次期、第2次期間の活動を踏まえ、より効果的な活動を行い、協議会活動を充実させていくこととします。

2 千葉市における温室効果ガス排出量の現状

千葉市の温室効果ガス排出量は、2007年度（平成19年度）で、18,608千トンCO₂であり、これは、千葉市の計画で現況年度とした2000年度（平成12年度）と比べ、4.0%増加しています。また、1990年度（平成2年度）と比較すると、9.8%の増加となっています。

部門別の構成割合をみると、産業部門が約73%を占めており、続いて運輸部門12%、家庭部門、業務部門がそれぞれ6%となっています。（図2参照）

推移をみると、産業部門は微増（1990年度比1.4%増）であるのに対し、業務部門、家庭部門は1990年度比85%増、49%増と大幅な増加となっています。これは、オフィスや商店、病院などの増加に加え、事務機器や家電製品の増加が背景にあるものと考えられます。

また、運輸部門は1990年度に比べ、23%の増加となっていますが、車両の燃費の向上などが進められており、最近減少傾向になっています。

（千トン-CO₂）

部 門	平成2年度 (1990年度)	平成12年度 (2000年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度(2007年度)			目標年度 (2010年度)の 排出量 (対2000増減率)
				排出量	対2000年度 増加量(率)	対2006年度 増加量(率)	
産業部門	13,422	13,127	13,700	13,612	485(3.7%)	-88(-0.6%)	12,395(-5.6%)
業務部門	593	939	880	1,096	157(16.7%)	216(24.5%)	931(-0.9%)
家庭部門	749	968	963	1,115	146(15.1%)	152(15.8%)	715(-26.1%)
運輸部門	1,822	2,378	2,299	2,249	-129(-5.4%)	-50(-2.2%)	2,203(-7.4%)
その他 (代替フロン等3ガスを含む)	357	476	451	537	61(12.8%)	86(19.1%)	552(16.0%)
総排出量	16,944	17,888	18,293	18,608	720(4.0%)	315(1.7%)	16,796(-6.1%)

※産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門は、代替フロン等3ガスを除く
 ※その他部門は、代替フロン等3ガスを含む
 ※基準年度は、代替フロン等3ガスについては1995年度とする
 ※総排出量は、端数処理をしているため、合計が一致しないことがある

図1 千葉市の温室効果ガス排出量

現在、住宅用太陽光発電の補助、家電や住宅のエコポイント制度などの対策が進められているほか、省エネ法や温暖化対策推進法に基づき、省エネルギー対策や温室効果ガス排出削減対策が進められることから、各部門の温室効果ガス排出量の減少が期待されます。一方、千葉市においては2015年（平成27年）頃まで人口の増加が見込まれているほか、核家族化による世帯数の増加が見込まれます。

また、都市化がさらに進展することが予想され、業務部門、家庭部門の温室効果ガス排出量の今後の推移は予断を許さない状況にあり、業務・家庭部門においても積極的な省エネ、CO₂削減努力が求められています。

このような中、国は2020年度（平成32年度）までに1990年度比（平成2年比）25%削減、2050年度（平成62年度）までに80%削減という高い目標を国際的に表明しており、今後、さらなる対策の充実が求められています。

第3次アクションプランを策定するにあたり、第1次、第2次アクションプランの活動を踏まえ、より効果的な活動を行い、協議会活動を充実させていくこととします。

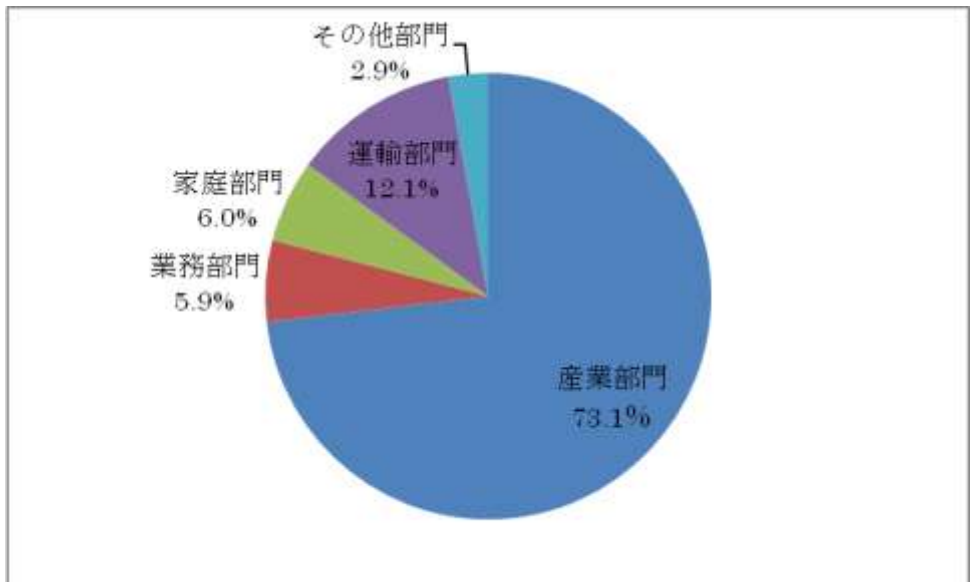


図2 温室効果ガス排出量の部門別構成割合(平成19年度)
(少数点以下第2位を四捨五入しています。)

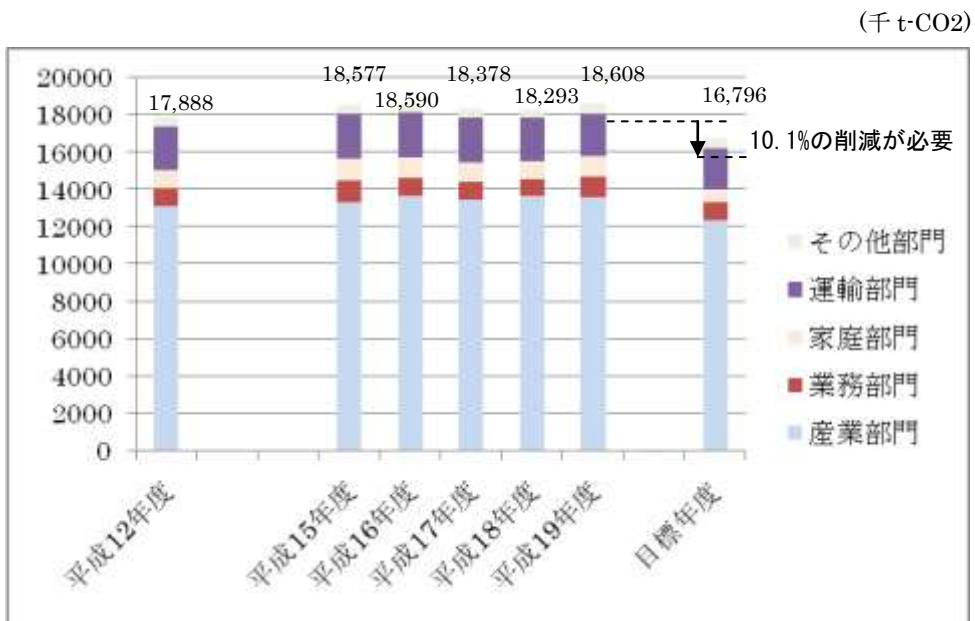


図3 温室効果ガス排出量の推移

3 第3次アクションプランの骨格

(1) 第3次アクションプランの基本方針

「ちばし温暖化対策フォーラムアクションプラン」は、「千葉市が定める地球温暖化対策に関する計画」の目標達成に向かって、市民や事業者が自ら取り組むべき活動とその取組みを促進するために地域協議会やその構成員が行うことをまとめたもの

1) 活動の実践

市民や事業者が自ら取り組む地球温暖化対策活動を活発にし、その活動が確実に実践されることを目指します。

2) 活動の重点化

市民や事業者が今すぐ取り組むことのできる活動を重点的に取り上げます。

3) 行動の具体化

市民や事業者が今すぐ実行するための具体的な行動指針を示し、第1次、第2次アクションプランに基づいて活動した対策を踏まえ、できることから順次着手していくこととします。

4) 情報の公開・共有化

地域協議会や市・国の取組み状況を広報し、市民・事業者の自発的活動を盛り上げます。

(2) 第3次アクションプラン推進のための地域協議会と構成員等の役割

アクションプランを推進するための地域協議会及び構成員等の役割は、以下のとおりとします。

1) 地域協議会の役割

地域協議会は、市民・事業者の自発的な取組みを拡大し、活発にすることによって、より高い効果を得るため、市民・事業者への普及・啓発を行うとともに、市と連携して市民・事業者の活動を支援します。

2) 地域協議会構成員の役割

地域協議会構成員は、地域協議会で計画した活動を傘下の会員等に紹介・広報し、少しでもできることから積極的に参加していただけるよう促します。

地域協議会構成員

エネルギー供給事業者、大型店会、学識経験者、千葉県環境保全協議会千葉支部、環境カウンセラー、建設業事業者、公募市民、市民活動団体、千葉商工会議所、千葉市商店街連合会、製造業事業者、地球温暖化防止活動推進員、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、町内自治会、PTA、報道機関、行政機関、運輸部門事業者、金融部門事業者等

3) 地域協議会協賛事業者

地域協議会事業の拡大に向け、活動を支援、協働していただける事業者、その他の方々を協賛事業者として募集します。

協賛事業者の方々には、地域協議会活動の経済的支援をはじめ、地域協議会が行う活動への参加、運営協力等をとおして活動を支援していただきます。

(3) アクションプランの対象、期間、更新

アクションプランは、千葉市の地球温暖化対策に関する計画と整合を図りつつ、その対象・期間・更新について以下のとおりとします。

1) 対象

千葉市の地球温暖化対策に関する計画に掲げる家庭部門を主な対象とし、排出量の割合が大きい産業部門や排出量が増加傾向にある業務部門や運輸部門も対象に加えることとします。

2) 期間

アクションプランの活動期間を 2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 年間とします。

3) アクションプランの更新

本アクションプランの実施後、2016（平成 28）年度以降のアクションプランを策定することとしますが、国等における地球温暖化対策に関する状況変化や協議会活動の進捗を踏まえ、必要があれば適宜見直すこととします。

4 第3次アクションプラン

第1次、第2次アクションプランに引き続いて、取り組むべきアクションを効果的に推進するため、地域協議会が行う活動を4つに整理し、それぞれのアクションを検討・実施するための分科会を設置し、各分科会を中心に以下のような具体的な活動を実施していきます。

なお、対策の内容によって共同実施することでより効果が期待できる取組み等については、分科会は互いに連携・協力しながら取り組むこととします。

1) 市民向け啓発活動

市民が、日常生活において取り組むべき地球温暖化対策の普及促進を行うため、「市民啓発分科会」を設置し、効果的なアクションを検討・実施していきます。

- 具体的な活動内容は、10ページのとおり。

2) 事業者向け啓発活動

事業者が、事業活動において取り組むべき地球温暖化対策の普及促進を行うため、「事業者啓発分科会」を設置し、効果的なアクションを検討・実施していきます。

- 具体的な活動内容は、13ページのとおり。

3) 再生可能エネルギー等導入活動

住宅や工場・事業所等における再生可能エネルギーを中心とした技術の導入を促進するため、「再生可能エネルギー分科会」を設置し、再生可能エネルギーなどの導入に向けた情報の提供や普及啓発などを実施していきます。

- 具体的な活動内容は、16ページのとおり。

4) 広報活動

地域協議会が行う活動を効果的に広報するため、「広報分科会」を設置し、各分科会と連携しながら、地域協議会構成団体員及びその他の市民・事業者への周知に努めます。

- 具体的な活動内容は、19ページのとおり。

(1) 市民向け啓発活動（担当：市民啓発分科会）

1) 第1次期間（2005年度（平成17年度）～2007年度（平成19年度））の活動

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

- ① ちばし環境宣言・環境シェフの参加者募集
- ② イベントの参加
- ③ 公民館を活用した環境講座の実施
- ④ 地域通貨導入の検討
- ⑤ 自治会等へのインセンティブ(意欲を起こさせる刺激)の検討
- ⑥ 環境家計簿スリム版の作成（10,000部）
- ⑦ 啓発用パネルの作成
- ⑧ 太陽光発電デモンストレーション模型ハウスの製作
- ⑨ 普及啓発品（エコグッズ）の配布

2) 第2次期間（2008年度（平成20年度）～2010年度（平成22年度））の活動

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

- ① 環境家計簿の普及方法の検討や普及活動
- ② イベントへの参加及び新たなイベント企画
- ③ 環境講座の検討及び実施
- ④ 地域通貨導入の検討
- ⑤ 自治会等へのインセンティブの検討・導入
- ⑥ 省エネルギー型製品等の購入促進の検討
- ⑦ エコドライブ・ノーカーデーの検討・実施

3) 第3次期間(2011年度(平成23年度)~2015年度(平成27年度))の活動計画

市民啓発分科会の今後の活動としては、第1次、第2次期間の活動を踏まえ、可能なものから順次活動を具体化していきます。

① 環境家計簿の普及方法の検討や普及活動

引き続き環境家計簿等の普及を促進するための方法(環境シェフポイントと交換できる景品等)について検討し、実施します。

② イベントへの参加及び効果的な啓発方法の検討、実施

引き続き、イベントに参加し、啓発活動を実施するとともに、「CO₂の見える化など」効果的な啓発方法として、展示や体験の方法、啓発品について検討、実施します。

③ 環境講座の検討及び実施

引き続き、公民館・学校等を活用した環境講座について、効果的な支援方法等について検討、実施します。

④ 自治会等への支援方法の検討・導入

モデル的に取組みを行う(ゴミ削減運動等)自治会やNPO等に対し、効果的な支援方法などを検討、導入します。

⑤ エコドライブ・ノーカーダーの検討・実施

エコドライブの推進やノーカーダーの導入について検討・実施します。併せて、自動車利用の削減に向けて、自転車、公共交通機関の利用促進についても検討します。

⑥ ホームページを活用した啓発

ホームページを活用し、出展するイベントや開催、もしくは支援する環境講座の周知を行います。また、効果的な普及・啓発について、検討、実施します。

⑦ 里山活動体験の実施

人工林の管理水準の低下などにより、温室効果ガスの吸収源はもとより森林の多面的な環境保全機能が損なわれることが懸念されています。そのため、森林の維持、保全、整備など、里山の保全活動を市民が体験できるイベントを実施します。

【活動スケジュール】

活 動 内 容 \ 年 度	第 1 次期間 2005～2007 (H17～H19)	第 2 次期間 2008～2010 (H20～H22)	第 3 次期間 2011～2015 (H23～H27)
1 環境家計簿等の普及方法の検討 や普及活動	実施	→	→
2 イベントの参加及び効果的な啓 発方法の検討、実施	参加・実施	→	→
3 環境講座の検討及び実施	実施	検討、実施	検討、実施→
4 自治会等への支援方法の検討・ 導入	検討	検討、実施	検討、実施→
5 エコドライブ・ノーカーデーの 検討・実施	検討	検討、実施	検討、実施→
6 里山活動体験の実施	実施	→	→

(2) 事業者向け啓発活動（担当：事業者啓発分科会）

1) 第1次期間（2005年度（平成17年度）～2007年度（平成19年度））の活動

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

- ① クールビズ・ウォームビズの啓発
- ② 省エネラベリング制度への参加企業の拡大のための販売事業者への要請
- ③ 森林ボランティア活動への支援（里山活動体験の実施）
- ④ 事業所への温暖化対策取組状況の調査
- ⑤ 地球温暖化対策に係る補助金制度の情報収集
- ⑥ 地球環境保全セミナーの実施
- ⑦ 打ち水大作戦

2) 第2次期間（2008年度（平成20年度）～2010年度（平成22年度））の活動

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

- ① クールビズ、ウォームビズの呼びかけ
- ② 省エネラベリング制度への参加企業の拡大のための販売事業者への要請
- ③ 学校・工場・事業所の緑化の呼びかけ
- ④ レジ袋削減の呼びかけ
- ⑤ 森林ボランティア活動への支援（里山活動体験の実施）
- ⑥ 各業種別・分野別「温室効果ガス削減実施事例」のデータベース作成・紹介
- ⑦ ちきゅう環境保全セミナーの実施
- ⑧ 事業者団体を活用したネットワーク作りの検討・説明会の実施
- ⑨ 打ち水大作戦
- ⑩ 市・市民・企業参加による森づくり事業

3) 第3次期間(2011年度(平成23年度)～2015年度(平成27年度)の活動計画
事業者啓発分科会の今後の活動としては、第1次、第2次期間の活動を踏まえ、
可能なものから順次活動を具体化していきます。

① 「夏のライフスタイルの実践」、「冬のライフスタイルの実践」の呼びかけ

これまでの活動等でかなり浸透してきた夏のライフスタイル(クールビズ)については引き続きポスター配布等の呼びかけを続けるとともに、夏に比べると認知度の低い、冬のライフスタイル(ウォームビズ)についてはポスター配布等の呼びかけの他、効果的な周知方法を検討・実施します。

② 学校・工場・事業所等の緑化の呼びかけ

温室効果ガスの吸収源やヒートアイランド対策として重要な緑化の推進のため、苗木、種や資材等の提供を行います。

③ レジ袋削減の呼びかけ

レジ袋削減に繋がる、マイバックの配布やその他の手段について検討・実施します。

④ 事業者団体を活用したネットワーク作りの検討・説明会の実施

国や市の施策等を含め温室効果ガスの効果的な削減対策などを広く周知するため、事業者団体等への説明会やその他の周知方法について、検討・実施します。

⑤ 環境関連イベントの協力

事業者をはじめとした多くの方に地球温暖化対策を啓発するため、「ちばし環境フェスティバル」等のイベントに協力する。また、効果的なイベントの内容について検討します。

⑥ 次世代自動車導入の促進

次世代自動車の導入促進のため、次世代自動車所有者への優遇措置(駐車場の優先利用や駐車料金の割引など)や電気自動車のための充電施設の設置などを事業者に呼びかけます。

【活動スケジュール】

<div style="text-align: right;">年 度</div> <div style="text-align: left;">活 動 内 容</div>	第1次期間 2005～2007 (H17～H19)	第2次期間 2008～2010 (H20～H22)	第3次期間 2011～2015 (H23～H27)
1 「夏のライフスタイルの実践」、 「冬のライフスタイルの実践」の 呼びかけ	実施	—————→	—————→
2 学校、工場、事業所等の緑化の 呼びかけ	実施	—————→	—————→
3 レジ袋削減の呼びかけ	実施	—————→	—————→
4 事業者団体を活用したネットワ ーク作りの検討・説明会の実施	検討	検討、実施	検討、実施—————→
5 環境関連イベントへの協力		実施	—————→
6 次世代自動車導入の促進			検討、実施—————→

(3) 再生可能エネルギー等導入活動（担当：再生可能エネルギー分科会）

1) 第1次期間（2005年度（平成17年度）～2007年度（平成19年度））の活動

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

- ① 導入実態等の調査
- ② 啓発活動（地球温暖化対策に関する新聞広告の掲載等）
- ③ 施設見学会の実施
- ④ モデル事業の推進（省エネルギー住宅のモデル設計）
- ⑤ 補助制度の調査

2) 第2次期間（2008年度（平成20年度）～2010年度（平成22年度））の活動計画

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

- ① 導入実態等の調査
- ② 啓発活動
- ③ 施設見学会の実施
- ④ モデル事業の推進
- ⑤ 長期的課題の調査
- ⑥ 補助制度の検討

3) 第3次期間（2011年度(平成23年度)～2015年度(平成27年度)の活動計画

再生可能エネルギー分科会の今後の活動としては、第1次、第2次期間の活動を踏まえ、可能なものから順次活動を具体化していきます。

① 導入実態等の調査

導入事例・助成措置等の調査を継続します。

② 啓発活動

再生可能エネルギー等の導入実態や導入に係る省エネルギー効果をセミナーやパネル作成・展示などにより適宜情報発信することにより、普及拡大を図ります。

③ 施設見学会の実施

先進的に再生可能エネルギー等の地球温暖化対策を導入・実施している施設を見学し、取組みの参考とします。

④ モデル事業の推進

省エネルギー住宅や再生可能エネルギー採用のモデルとして、太陽熱を利用した給湯設備や小水力発電設備、バイオマスを利用したストーブ、ボイラーなどについて、検討、設計さらには具現化を目指します。

⑤ 長期的課題の調査

今後、再生可能エネルギー等の導入拡大を図るための課題を調査・整理します。

⑥ 補助制度の検討

地域協議会が受け皿になる事が可能な再生可能エネルギー等導入補助事業のうち、事業化の可否について検討を加えます。

⑦ グリーン電力等（カーボンオフセット）の利用推進

自然エネルギーの普及促進に効果のあるグリーン電力の購入等について、普及・啓発を実施するとともに、地域協議会の事業についても積極的にカーボンオフセットを実施します。

【活動スケジュール】

<div style="text-align: right;">年 度</div> <div style="text-align: left;">活 動 内 容</div>	第1次期間 2005～2007 (H17～H19)	第2次期間 2008～2010 (H20～H22)	第3次期間 2011～2015 (H23～H27)
1 導入実態等の調査	実施	—————→	—————→
2 啓発活動	実施	—————→	—————→
3 施設見学会の実施	実施	検討、実施	検討、実施————→
4 モデル事業の推進	検討	検討	検討、実施————→
5 長期的課題の調査	検討	検討・整理	検討、実施————→
6 補助制度の検討		調査、検討	検討、実施————→
7 グリーン電力等（カーボンオフセット）の利用推進			検討、実施————→

(4) 広報活動（担当：広報分科会）

1) 第1次期間（2005年度（平成17年度）～2007年度（平成19年度））の活動

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

- ① 協議会紹介及び協賛事業者募集リーフレットの作成
- ② ホームページの開設（ホームページアドレス <http://www.chof.jp/>）
- ③ 新聞等への広告掲載
- ④ 市の広報紙によるPR
- ⑤ 普及啓発品（協議会名入りエコバック）の作成

2) 第2次期間（2008年度（平成20年度）～2010年度（平成22年度））の活動計画

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

- ① 協議会広報紙等の作成・配布
- ② 効果的なPR方法の検討
- ③ 地球温暖化問題の啓発
- ④ 環境フェスティバルの実施
- ⑤ 広告収入の検討
- ⑥ ホームページの充実

3) 第3次期間(2011年度(平成23年度)～2015年度(平成27年度)の活動計画

広報分科会の今後の活動としては、第1次、第2次期間の活動を踏まえ、可能なものから順次活動を具体化していきます。

① 地域協議会広報の検討

地域協議会参加団体等の広報媒体を活用し、地域協議会の活動を周知していきます。また、協議会活動をよく知ってもらうために協議会活動による温室効果ガス削減量の定量化などを検討します。

② 効果的なPR方法の検討

地域協議会の活動を周知するため、5周年を記念して募集したロゴマークの効果的な使用方法や、イメージキャラクターなど効果的なPR方法を検討し、実施します。

③ 地球温暖化問題の啓発

温暖化の実態についてわかりやすく解説した冊子等を作成し、それを活用して啓発を行います。

④ ホームページの充実

ホームページを充実し、広く情報を提供します。

⑤ 国等の施策の周知

大幅な温室効果ガス削減のため、今後、国が導入する施策を市民、事業者にわかりやすく迅速に伝えるため、広報の方法を検討、実施します。

【活動スケジュール】

<div style="text-align: right;">年 度</div> <div style="text-align: left;">活 動 内 容</div>	第 1 次期間 2005～2007 (H17～H19)	第 2 次期間 2008～2010 (H20～H22)	第 3 次期間 2011～2015 (H23～H27)
1 地域協議会広報の検討	検討	検討、実施	→
2 効果的なPR方法の検討	検討	検討、実施	→
3 地球温暖化問題の啓発		検討、実施	→
4 ホームページの充実		検討、実施	→
5 国等の施策の周知			検討、実施 →

5 推進体制・活動成果の公表

千葉市のすべての市民、事業者にアクションを実践していただくために次の仕組みにより活動の輪を広げていきます。

(1) 取り組みの輪を広げるネットワークづくり

- 1) 自治会との連携を強化します。
- 2) 学校における環境保全活動の輪を広げます。
- 3) 環境保全活動団体のネットワーク作りを進めます。
- 4) 事業者団体を活用した新たなネットワーク作りを進めます。

(2) 情報提供の充実

- 1) 行政紙、ミニコミ紙などの各種広告媒体を活用して地域協議会の活動を公表します。
 - ・ 市からの広報（例 新聞・テレビ・学習会・セミナーの開催、市政だより、エコライフちば、ホームページ、公民館、コミュニティセンターなどを活用）
 - ・ 販売関連の事業者からの広報（例 広告、ちらし、館内放送など、足並みを揃えて一斉に実施）
 - ・ 事業者団体・組合、NPO・団体（例 組織内会報作成など）
- 2) ホームページを利用して、タイムリーな情報提供に努めます。

(3) アクションプランの活動成果の公表

毎年度の活動状況を各分科会ごとにホームページで公表し、より多くの市民・事業者が新たに活動に参加するよう促します。

千葉市地球温暖化対策地域協議会
(ちばし温暖化対策フォーラム)

<http://www.chof.jp/>

事務局 (千葉市環境保全課)

TEL 043-245-5199

FAX 043-245-5553